



国分寺市 農業委員会だより

令和6年3月発行
第50号

市内農地面積:132.93ha
(令和5.1.1現在)



令和5年度表彰受賞者

国分寺市農業委員会等では、優秀な農業経営者や地域農業に功労のあった農業者への表彰事業を行っております。受賞された皆様、誠におめでとうございます。



(写真後列左から) 鈴木筆頭理事, 須崎会長職務代理, 鈴木会長, 井澤市長, 田中議長
(写真前列左から) 小坂千鶴様, 小坂知儀様, 鈴木弘子様, 鈴木一雄様, 岸野榮治様, 鈴木吉弘様, 清水幸雄様

顕彰・表彰名	氏名	地区	部門
第63回企業的農業経営顕彰 全国農業会議所会長賞	鈴木 一雄 様 弘子 様	本多	複合 (花卉・野菜)
第43回農業後継者顕彰 東京都知事賞	小坂 知儀 様 千鶴 様	国分寺	野菜
令和5年度農業功労者表彰	岸野 榮治 様	戸倉	—
令和5年度北多摩地区農業委員会連合会 優秀農業経営者表彰	鈴木 吉弘 様	恋ヶ窪	野菜
令和5年度国分寺市優秀農業経営表彰 (農業委員会会長賞)	清水 幸雄 様	戸倉	果樹

西東京市の都市農地貸借の事例を視察

都市農地の貸借マッチングに関する手法を研究するため、令和6年1月に西東京市農業委員会の取組を視察し、意見交換を行いました。また、併せて新規就農者や法人が借りた圃場を視察しました。

西東京市農業委員会との意見交換会

西東京市では、都市農地貸借のマッチングについて、農地の貸借希望情報を一元化するため、JA東京みらい・市・農業委員会が情報共有する体制を構築した先進的な取組をされています。

意見交換会では、その取組に至った経緯の説明と、効果・課題について議論しました。

▼写真手前：西東京市農業委員会，奥：本市農業委員会



新規就農者の事例



新規就農者である飯田秀さん（写真中央右）は、脱サラ後、都が設立した東京農業アカデミーで農業を学び、都市農地貸借円滑化法を活用し、西東京市内で都市農地を貸借して、新規就農しました。農地所有者との関係が良好で、農具の貸し出しや栽培に関するアドバイス等の援助を受けながら、直売・給食が中心の農業経営を行っていました。農地や農家数が減少する中で、農地を守るためのヒントとして、貴重な話を伺うことができました。

法人の事例



農業法人「東京ジャム株式会社（東久留米市）」を運営する野崎林太郎さん（写真中央）は、都内複数の自治体で都市農地を貸借し、果樹や野菜の生産から加工品の製造販売、直売まで一貫した農業経営を実施しています。労働時間の短縮・農地に水道が無い等の理由から①「水やり不要」②「一斉に収穫・片付けが可能」③「給食等へ出荷可能」な作物を中心に選定し、効率的な農業経営を行っていました。生産者と消費者が近い東京の都市農業の特徴を最大限に活かした農業経営を伺うことができました。



農地の貸借希望者を募集

- ①農地を貸し出したい方（農地の活用に困ってる方）
- ②農地を借りたい方（経営農地を増やしたい方）

御相談は地区農業委員又は農業委員会事務局まで！！

あなたの畑を生産緑地にしませんか

国分寺市では、毎年1回申請期間を設けて**生産緑地の追加指定申請**を受け付けています。生産緑地にすることで得られるメリットと行為制限、また、指定までのスケジュールをお伝えします。

▶ 生産緑地に指定されると



メリット

- ・固定資産税が農地課税（市街化区域畑の約1/500）
- ・相続税納税猶予制度の適用を受けることができる



行為制限

- ・原則農業用施設以外への転用不可
- ・30年間の肥培管理義務
- ・行為制限を解除するには、市長に買取り申出※が必要

▶ 追加指定スケジュール(予定)

2月

追加希望の受付開始

**5月
24日**

**受付
締切**

6月

指定希望農地の調査

7月

指定可能農地の決定

8月～12月

農地の権利者同意取得

都市計画決定
手続

令和7年
1月1日

都市計画決定

※買取り申出を行うためには、相続等の一定の要件を満たす必要があります。

追加指定や買取り申出については、市まちづくり計画課まで御連絡ください。

(TEL : 042-325-0111 内線454)

令和5年の農地転用届の内訳

農地を農地以外にする場合、農業委員会へ農地転用届が必要です。農地以外にするための工事が始まる2週間前までに、必要書類を用意して市農業委員会事務局まで届出をお願いします。なお、市内において、令和5年の農地転用届の内訳は下表のとおりです。

種別	件数	筆数	面積
農地法第4条 (所有者が変わらない農地転用)	17件	31筆	約1.1ha
農地法第5条 (所有者が変わる農地転用)	18件	29筆	約2.0ha
全 体	35件	60筆	約3.1ha

畑から畑以外にする届出が
市内だけで **約3.1ha** 出ているのか。
農地が年々減少していくことに歯止めは
かけられないのかなあ・・・。



ちなみに **3.1ha** とは50mプール約25個分、
サッカーコート約4面分の面積と同じです。
農家の高齢化や後継者不足等の理由から、
毎年農地が減少しています。農地保全の方法を
みんなで考えていく必要があります。

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は積立方式の**農業者のための**
公的年金です。「国民年金基金」や「iDeCo」
と比べて、**社会保険料の控除**などで**優遇**
されており、世帯主だけでなく**家族で加入**
することもお勧めできる制度です。

～加入対象者～

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 年間60日以上**の農業従事者**
- ③ **20歳以上65歳未満の方※**

※60歳～65歳の方は、条件があります

若い農業者も 加入しやすくなりました

35歳未満(※)であれば、1万円から加入
できます。(上限6万7千円)

※令和4年1月から保険料の
納付下限額が2万円から1万円に
引き下げられました。

※認定農業者を除く等、条件があります



⇒詳細については農業委員会事務局まで